

財政健全化計画等執行状況報告書

1. 基本的事項

団体名	宮古島市	会計名	公共下水道	団体担当者	
承認年度	平成19年度				

2. 判定結果

項目	計画最終年度(又は改善額合計)			計画前年度実績(又は補償金免除額)		類型
	目標値	実績見込値	乖離値	実績値	乖離値	
① 地方債現在高						
② 実質公債費比率						
③ 職員数	6.0	5.0	1.0	7.0	2.0	a
④ 改善額	72.0	73.4	▲ 1.4	10.0	▲ 63.4	b
⑤ 公営企業債現在高	2999.0	3116.0	▲ 117.0	3075.0	▲ 41.0	c
⑥ 累積欠損金比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	a
					総合判定	c

3. その他

(i) 計画及び前年度執行状況の公表状況

計画:平成20年6月 公表 (HP・広報紙・その他【 _____ 】)
 執行状況:平成20年6月 公表 (HP・広報紙・その他【 _____ 】)

(ii) 計画及び前年度執行状況の議会への説明

計画:平成20年3月 全体協議会にて説明
 執行状況:説明無し

(iii) 平成22年度提出予定の旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等

- 財政健全化計画
- 公営企業経営健全化計画
- 水道事業 (_____)
 - 工業用水道事業
 - 都市高速鉄道事業
 - 下水道事業 (_____)
 - 病院事業
 - 介護サービス事業
- 提出予定なし

団体名	宮古島市
会計名	公共下水道

③ 職員数

類型	a
----	---

(i) 推移表

(単位:名)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計画最終年度 (平成23年度)	平成21年度 計画目標値
計画目標値(A)	7	7	6	6	6	7
実績(見込)値(B)	6	5	5	5	5	
乖離値(C) (A-B)	1.0	2.0	1.0	1.0	1.0	2.0
乖離率(D) (C/A)	14.3%	28.6%	16.7%	16.7%	16.7%	28.6%

(ii) 要因分析

計画最終年度における 未達成の要因	影響人数(単位:名)					備考	やむを得ない 事情
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
合計	-	-	-	-	-		

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

経営の効率化において、下水道建設事業費を100百万円減額したことにより、人件費を事務費として計上した分が管理運営費へ上乗せされたことにより、当初計画よりも職員給与費の管理運営費への計上が増となったことにより未達成となった。

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

事業費については、今後も見直しを行い、200百万円としていくことから、職員の配置を減として、改善に向けて取り組む。

(v)改善方針の進捗状況

団体名	宮古島市
会計名	公共下水道

⑤ 公営企業債現在高

類型	C
----	---

(i) 推移表

(単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計画最終年度 (平成23年度)	計画前年度 (平成18年度)
計画目標値(A)	3,194	3,174	3,145	3,097	2,999	3,075
実績(見込)値(B)	3,158	3,196	3,231	3,199	3,116	
乖離値(C) (A-B)	36	▲ 22	▲ 86	▲ 102	▲ 117	▲ 41
乖離率(D) (C/A)	1.1%	-0.7%	-2.7%	-3.3%	-3.9%	-1.3%

(ii) 要因分析

計画最終年度における 未達成の要因	影響額(単位:百万円)					備考	やむを得ない 事情
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
特別措置分(平成20年度)		34	34	34	34		×
特別措置分(平成21年度)			35	35	35		×
特別措置分(平成22年度)				37	37		×
特別措置分(平成23年度)					37		×
資本費平準化債(平成20年 度)		23	23	23	23		18
資本費平準化債(平成21年 度)			29	29	29		18
資本費平準化債(平成22年 度)				41	41		18
資本費平準化債(平成23年 度)					53		18
合計	-	23	52	93	146		

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

平成20年度において、地方債の公共下水道事業債・特別措置分の34.4百万と資本費平準化債の23.1百万の借入を計画段階において計上していなかった。

資本費平準化債は、下水道事業における供用開始当初の資本費の負担を将来に繰り延べることにより、供用開始当初の負担を軽減し、かつ負担の公平を図る為、供用開始前の下水道施設に係る元利償還金及び供用開始後一定期間に発生する企業債利息の一部を起債対象とするものである。

また、特別措置分についても、制度的に認められた起債であり、公共下水道特別会計の財源不足に対応する為にも、起債発行をせざるをえない状況である。

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

起債残高が上昇しないような借入れをしなければならないが、公共下水道特別会計の収支状況によっては、特別措置分や資本費平準化債の発行可能上限額を借入れする必要がある。

計画最終年度で計画目標値を上回る結果となっているが、未達成の要因は資本費平準化債と特別措置分である。

(v)改善方針の進捗状況

